

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）
委員 小須田 敏
委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成28年10月21日 06時00分ごろ
発生場所	山形県庄内橋上流の最上川 竹田三等三角点から真方位270° 200m付近 (概位 北緯38° 51.3′ 東経139° 56.7′)
事故の概要	漁船西丸は、川の流れに乗じて北進中、転覆した。 西丸は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成28年10月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 西丸、1.18トン YM6-385（漁船登録番号）、個人所有 7.08m×1.58m×0.48m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和52年8月31日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年1月16日 免許証交付日 平成27年1月16日 (平成32年1月15日まで有効) 甲板員 男性 68歳 海技免状等 なし
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好、 気温 12.2℃ 水象：水位 0.74m（山形県酒田市遊摺部） 日出時刻：05時53分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成28年10月21日05時55分ごろ、かに籠漁の目的で、酒田市の庄内橋上流約800mの最上川左岸にある係留場所を発し、漁場である下流に向かった。 本船は、浅所を通過する際に一旦船外機を停止させてチルトアップし、川の流れに乗じて水深が深いところへ移動した。

	<p>本船は、船長が、船外機を始動しようとしたものの始動できず、流れが速く、また、渦を巻いている所に向かって流され、甲板員が船首部でポートフックを使用して川底に沈んでいた流木を避けようとしたものの、06時00分ごろ同流木に接触して転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、落水し、甲板員が自力で近くの中州に泳ぎ着いたが、船長が行方不明となった。</p> <p>本船は、転覆した状態で浅所に引っ掛かっていたところ、後日、陸揚げされた。</p> <p>船長は、後日、本事故発生場所の下流約10kmの最上川で発見され、溺死の疑いと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長は、平成27年1月に小型船舶操縦免許を取得し、本船を使用してかに籠漁を行っていた。</p> <p>甲板員は、平成27年秋ごろから船長の依頼があった際に、本船に乗船してかに籠漁の手伝いを行っていた。</p> <p>本船は、船長が船尾部で船外機の操作を行っていた。</p> <p>甲板員は、例年に比べて最上川の水量が少なかったが、流れが速かったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船が行っていたかに籠漁は、最上川でもくずがにを採捕するもので、毎年9月から12月末までが漁期であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 <p>本船は、庄内橋上流の最上川において、船外機を停止させた状態で川の流に乗じて北進中、船外機を始動できなかったことから、流れが速い所に流され、川底に沈んでいた流木を避けることができず、同流木に接触して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、船外機を始動しようとしたものの、始動できなかったものと考えられるが、船長が本事故により死亡していることから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、庄内橋上流の最上川において、船外機を停止させた状態で川の流に乗じて北進中、船外機を始動できなかったため、流れが速い所に流され、川底に沈んでいた流木を避けることができず、同流木に接触して転覆したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に船外機の点検及び整備を実施し、発航前の検査を行うこと。

- ・ 暴露甲板に乗船している者は、救命胴衣を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用